五、準備書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所
秋田県庁　生活環境部環境管理課（秋田県秋田市山王四丁目一番一号）
由利本荘市役所　市民福祉部生活環境課（秋田県由利本荘市尾崎一七番地）
由利本荘市西目総合支所　振興課（秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前四〇の六一番地）
縦覧期間
平成二十六年六月十八日（水）から
平成二十六年七月十七日（木）まで
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
縦覧時間
午前九時から午後五時まで
準備書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十六年六月十八日（水）から七月十七日（木）までご覧いただけます。
六、意見の提出
準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十六年七月三一日（木）必着
提出方法
縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、左記まで郵送してください。
〒一〇四―八一六五
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室　宛
意見書の提出に必要な事項
①　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②　意見書の提出の対象である準備書の名称
③　準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）
八、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
日時
平成二十六年七月八日（火）十九時から
場所
西目公民館シーガル（秋田県由利本荘市西目町沼田新道下二の五三三）
九、お問合せ先
電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室
電話　〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）
平成二十六年六月十八日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良

せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書及び準備書の説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、「せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。
一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称　電源開発株式会社
代表者　取締役社長　北村　雅良
所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号
二、対象事業の名称、種類及び規模
名称　せたな大里風力発電事業（仮称）
種類　風力（陸上）
規模　出力五万キロワット（風力発電機の基数最大二十二基）
三、対象事業が実施されるべき区域
北海道久遠郡せたな町大里地区周辺
四、関係地域の範囲
北海道久遠郡せたな町
五、準備書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所
せたな町役場本庁舎　産業振興課（北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島六三番地一）
せたな町役場瀬棚総合支所　産業建設課（北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町七一九番地）
せたな町役場大成総合支所　産業建設課（北海道久遠郡せたな町大成区都四二七番地）
縦覧期間
平成二十六年六月十八日（水）から
平成二十六年七月十七日（木）まで
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
縦覧時間
午前九時から午後五時まで
準備書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十六年六月十八日（水）から七月十七日（木）までご覧いただけます。
六、意見の提出
準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十六年七月三一日（木）必着
提出方法
縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、左記まで郵送してください。
〒一〇四―八一六五
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室　宛
意見書の提出に必要な事項
①　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②　意見書の提出の対象である準備書の名称
③　準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）
八、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十六年七月三日（木）十四時から
大里生活改善センター（北海道久遠郡せたな町瀬棚区西大里三一〇番地四）
平成二十六年七月三日（木）十六時から
元浦漁村センター（北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦四三九番地）
九、お問合せ先
電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室
電話　〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）
平成二十六年六月十八日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成 26 年６月 18 日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①王子ホールディングス株式会社　②東京都知事(2)86661　③代表取締役　進藤清貴　④東京都中央区銀座四丁目７番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座四丁目７番５号　王子ホールディングス株式会社　代表取締役　進藤清貴

①特定非営利活動法人学生文化創造　②東京都知事(1)91962　③理事　吉田茂　④東京都中央区八重洲二丁目７番２号八重洲三井ビルディング　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門３丁目８番21号虎ノ門33森ビル１階　特定非営利活動法人学生文化創造　理事　吉田茂

①千代田開発　②愛知県知事(1)22420　③柴田博子　④愛知県北名古屋市熊之庄十二社６－１　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県北名古屋市熊之庄十二社６－１　千代田開発　柴田博子